

事務連絡
令和3年7月15日

障害児者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課長

神戸市介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」
就職祝い金・定着一時金の対象期間延長について(ご案内)

平素は、本市の福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応の中、介護・障害福祉サービス事業所においては、利用者やその家族の日常生活に欠かせないサービスとして、徹底した感染防止対策に取り組んでいただいているところです。

昨年12月から実施しておりました、コロナの影響により離職された方への「**就職祝い金・定着一時金**」について、**対象となる期間を延長**いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

貴事業所におかれましては、就職祝い金・定着一時金の支給にご協力・ご活用いただきますとともに、「コウベ de カイゴ」事業の啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

記

○ 「就職祝い金・定着一時金」の概要

1. 就職祝い金

コロナの影響により離職された方が、神戸市内の介護事業所又は障害福祉サービス事業所に正規又はフルタイム職員として採用された場合、「祝い金」として1人1万円を支給

2. 定着一時金

コロナの影響により離職された方が、神戸市内の事業所に正規又はフルタイム職員として採用され、その後6ヶ月間就労継続した際には、「定着一時金」として1人10万円を支給

3. 事業期間

就職祝い金：令和3年4月1日より令和3年9月末日までに採用された方

定着一時金：①令和2年6月1日から令和3年3月末日までに採用された方

②令和3年4月1日より令和3年9月末日までに採用された方

※①と②の方は申請締切日が異なりますのでご注意ください。

4. 申請受付締切

就職祝い金は令和3年10月29日(金曜)

定着一時金は①令和3年10月29日(金曜)

②令和4年4月8日(金曜) まで

○ 申請の手順（別紙「申請手続き等について」もご参照ください。）

1. 委任状（採用者本人→事業所）と申請書兼請求書（事業所→市）の様式入手（神戸市ホームページより）
2. 採用者本人は事業所へ委任状を提出、事業所が申請書兼請求書を市へ提出（対象者が複数名いる場合は取りまとめ）
添付書類：①雇用保険受給資格者証や退職証明書の写（退職日が記載されたもの）
②雇用契約書等の写（契約形態や業務内容が記載されたもの）
③振込先口座情報（口座指定書と事業所口座の通帳写）
④委任状の写
⑤申請日時点で対象者が就労継続中であることが分かる書類の写（出勤カードの写等）
3. 申請書兼請求書に基づき、市より事業所へ支払
4. 各事業所において給与等とあわせて支給
⇒祝い金を支給した方については、6か月後に改めて定着一時金を申請

○ 求人の際の啓発・求人情報の登録について

1. **各事業所において、ハローワーク・情報誌等での求人を行う際に就職祝い金・定着一時金の対象となる旨を幅広くPRいただければと存じます。**

記載例：新規就職者への就職祝い金、定着一時金の支給対象事業所
令和2年1月以降、コロナの影響により離職された方
就職祝い金1万円：R3年4月よりR3年9月末日の採用
定着一時金10万円：R3年4月よりR3年9月末日の採用
その後6カ月間の就労継続

※問い合わせ先：神戸市福祉局障害者支援課

○ 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市福祉局
障害者支援課「就職祝い金・定着一時金事業担当」
TEL：078-322-5230

- ・申請書の様式や実施要綱は、神戸市ホームページ（ケアネット）に掲載しております。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a46210/kobedekaigo.html>

[送付物]

- ・別紙「申請手続き等について」
- ・申請書様式
- ・委任状
- ・口座指定書

福祉局障害者支援課 TEL：(078)322-5230
FAX：(078)322-6065